

## 食と農の振興部委託業務等成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、奈良県食と農の振興部が発注する委託業務等の成績評定（以下、「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下、「委託業務等」という。）は、農業農村整備事業、森林整備保全事業及び発注する工事に伴う次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 食と農の振興部が行う測量、地質調査及び単純調査業務
- 二 食と農の振興部が行う調査業務、計画業務
- 三 食と農の振興部が発注する設計業務
- 四 食と農の振興部が発注する工事管理業務及び設計積算資料整理業務

2 評定は、原則として1件の契約金額が100万円を超える委託業務等について行うものとする。ただし、所属長が必要でないと認めたものについては評定を省略することができる。

### (評定者)

第3 委託業務等の評定者（以下、「評定者」という。）は、「食と農の振興部測量・調査等業務検査要領」及び「食と農の振興部土木設計業務等委託検査要領」に定める検査員、総括監督（調査）員及び主任監督（調査）員をいう。

2 上記において、総括監督（調査）員を置かない場合は、主任監督（調査）員がその業務を代行するものとする。

### (評定の方法)

第4 評定方法は、県土マネジメント部委託業務等成績評定要領を準用するものとする。

2 委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定の結果は、第2一から三に規定する業務にあたっては委託業務成績評定表（様式2-①）、第2四に規定する業務にあたっては委託業務成績評定表（様式2-②）、（以下、「評定表」という。）に記録するものとする。

4 評定に際しては、奈良県食と農の振興部が定める「考査基準」を適用するものとする。

### (評定の時期)

第5 検査員は完了検査を実施したとき、調査（監督）職員は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出等)

第6 評定者は評定を行ったときは、遅滞なく評定表を測量・調査等業務確認書(様式1-1)又は委託業務確認書(様式1-2)とともに所属長に提出し、評定結果を報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 所属長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を委託業務等成績評定点通知書(様式3)により通知するものとする。

なお、委託業務等成績評定点通知書(様式3)に記載のある別表について、第2一から三に規定する業務にあつては項目別評点表(別表①)、第2四に規定する業務にあつては項目別評点表(別表②)に記録するものとする。

(評定の修正)

第8 所属長は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 評定の修正に際しては、別に定める「考査基準」に留意して行うものとする。
- 3 所属長は第1項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託業務の受注者に対して、委託業務等成績評定点通知書(様式3)及び項目別評定表(別表①又は別表②)により通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に委託業務等成績評定点についての説明請求書(様式4)により、所属長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 所属長は、評定点の通知を受けた受注者から評定についての説明を求められた場合、速やかに委託業務等成績評定に係る説明書(様式5)により回答するものとする。

(評定書の保存)

第10 評定表の保存は年度経過後10年間とする。

附 則

- この要領は、平成30年 4月1日から施行する。  
この要領は、平成31年 3月1日から施行する。  
この要領は、令和 2年 4月1日から施行する。